

# 西山自治区規約

---

初版1992年4月1日

改訂2020年4月1日

改訂2023年5月吉日

改訂2025年4月吉日 第8条4項追記

# **西山自治区規約**

われわれは、区民としての自覚と責任をもちお互いに信頼しあい協力することによって、豊かで思いやりのある、よりよい地域社会をつくるため、西山自治区の規約を定める。

## **第1章 総 則**

### **第1条（名称）**

この自治区は、西山自治区（以下「自治区」という。）と称する。

### **第2条（目的）**

自治区は、地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に沿って明るく、すみよい地域社会をつくることを目的とする。

### **第3条（運営の基本理念）**

自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として自主的に運営されなければならない。

### **第4条（区域）**

自治区の区域は、逢妻町1丁目～5丁目、朝日町3、5、6、7丁目、栄生町、高原町、若草町、貞宝町、日南町1、4、5丁目、栄町3、4丁目、花丘町、横山町、丸根町、西山町の一部及び上原町西山とする。

### **第5条（区民）**

- 1) 自治区民は、第4条に定める区域内に住所を有する個人とする。
- 2) 自治区には、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことはできない。

### **第6条（事務所）**

自治区事務所は、栄生町2丁目26番地4の西山区民会館に置く。

### **第7条（事業）**

自治区は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民、諸団体等の意見調整、連絡に関すること
- (2) 地域住民の相互扶助ならび福祉に関すること
- (3) 地域住民の生活環境ならびに生活安全に関すること
- (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関すること
- (5) その他、全各号に関連する事業

## 第2章\_\_組

### 第8条（組）

- 1) 自治区に組を設ける。
- 2) 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して評議員会で定めるものとする。
- 3) 組の構成世帯は、おおむね15世帯程度を標準とする。
- 4) 新しく組番を設ける場合は「にしやま自治区組番新設制度」で定める。

### 第9条（組長）

- 1) 組には、組長を置く。
- 2) 組長の任期は、原則として1年（4月1日～翌3月31日）とし、組内の住民の総意により就任する。
- 3) 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。
  - (1) 地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画。
  - (2) 組内における行事の企画及び実施。
  - (3) 組内住民の異動状況の把握及び連絡調整。
  - (4) 区費等の徴収。
  - (5) 組長の業務内容等については、運営細則で定める。

## 第3章\_\_役 員

### 第10条（役員）

自治区に次の役員を置く。

職名	定数	備考
区長	1名	
副区長	2～3名	
会計	1名	
評議員	20名程度	
部長	4名	
監事	2名	

1. 役員の選考は選考委員方法とし、運営細則で定める  
2. 役員の選任は選考年度総会の議決を受ける  
3. 評議員は概ね数組をブロック担当する  
4. 部長は、評議員より互選する  
5. 監事は区長の要請により評議員会に出席することができる  
6. 区長、副区長、会計を総称して三役という。  
7. 三役と監事を総称して四役という。

## **第11条（相談役）**

- 1) 評議員会の承認を得て役員経験者又は見識者を区の相談役として置くことができる。
- 2) 相談役は、区長の要請により会議等に出席し意見を述べることができる。

## **第12条（任期）**

役員または相談役の任期は、1期2年（4月1日～翌々3月31日）とし、最長2期4年まで再任可能とする。

## **第13条（役員の職務）**

- 1) 区長は区全般を掌握し、自治区を代表する。
- 2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。
- 3) 会計は、自治区の資産及び会計事務を掌理し、予算及び決算報告を総会に提案する。  
予算書及び決算書の様式は、運営細則で定める。
- 4) 評議員及び部長は、各組長と連携を図り区務を審議する。  
役割分担については、運営細則で定める。
- 5) 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 自治区の一般会計及び各部の会計を監査する。
  - (2) 自治区の行う行事を監査する。
  - (3) 以上を監査し改善を要する場合は、その旨を評議員会に具申することができる。
- 6) 役員は、区民のプライバシーに関する守秘義務を負う。

## **第14条（部会の設置）**

- 1) 区長は、第7条に定める事業を実施するため、必要に応じて部会を設置する。
- 2) 各部会の部長は、年間事業計画または行事を企画、立案して評議員会に提案し承認を得る。
- 3) 部会の組織および運営、役割等については運営細則で定める。

## **第15条（役員等の活動費）**

- 1) 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、活動費を支給することができる。
- 2) 前項の活動費は、運営細則で定め、予算議決を受ける。

## **第16条（自治区事務員）**

- 1) 自治区には、事務員を置くことができる。
- 2) 事務員の任免、待遇等については、評議員会で決定し、「西山自治区雇用者（勤務者）就業規則」で定める。

## 第4章\_会議

### 第17条（総会）

- 1) 自治区は、最高議決機関として総会を開催する。
- 2) 総会は、定例総会及び臨時総会の2種類とする。
- 3) 総会は、区民（世帯）を持って構成する。
- 4) 総会は、次の事項を承認または議決する。
  - (1) 役員の選出
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 事業計画及び予算
  - (4) その他自治区運営に関する重要事項

### 第18条（総会の招集）

- 1) 定例総会は、毎年3月に開催し区長が招集する。
- 2) 臨時総会は、必要のつど隨時開催できるものとする。
- 3) 監事が、第13条5項3号の規定によって評議員会に具申し、評議員会が必要と認めたとき。
- 4) 第17条3項の区民（世帯）は、組内単位の組長が代表（委任）することができる。
- 5) 総会の議長は、総会出席者から選出する。
- 6) 総会は、半数以上の組長の出席により成立する。ただし、組長の委任状の提出を持って出席とみすことができる。
- 7) 議事は、出席者（組長）の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は、5年間保管とする。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 区民（世帯）の現在数及び出席者（委任者を含む）
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過及び要領、ならびに発言者の発言要旨

### 第19条（評議員会）

- 1) 評議員会は、第10条の役員で構成する。定例の評議員会の出席者は、三役（区長、副区長、会計）及び評議員とする。
- 2) 定例の評議員会は、毎月開催するものとし、臨時評議員会は、必要のつど区長の招集により開催するものとする。
- 3) 評議員会は、3分の2以上で成立し、評議員の過半数以上の同意がなければ議決されない。ただし、同数のときは区長の決定による。
- 4) 評議員会の議事録は、3年間保存する。
- 5) 評議員会の細部については、運営細則で定める。

## 第20条（諸団体会議）

- 1) 自治区は、第2条の目的を達するため、必要に応じて自治区諸団体会議を開催する。
- 2) 諸団体会議は、個人、グループ等を含め、そのつど必要な出席範囲を区長が決めて招集する。
- 3) 諸団体の会議の議題は、区民が提案できる。

# 第5章 財務

## 第21条（資産の構成）

自治区の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 区費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 自治区が所有する財産
- (5) その他の収入

## 第22条（資産の管理）

- 1) 資産は、運営細則及び施設等管理規則に基づき会計が管理し、不動産の取得及び処分または重要事項は、総会の承認を受ける。
- 2) 資産台帳の様式は、運営細則で定める

## 第23条（区費の徴収）

自治区の、運営経費に当てるため、区費を徴収する。

- (1) 区費は、1年分を4月（半期分）と10月（半期分）の2回で徴収する。
- (2) 年度途中の転入は、転入月の翌月分より起算して区費を徴収する。
- (3) 分家世帯は、同組内であれば、一世帯分での区費の納入を認める。
- (4) 納入した区費は、正当な理由がない場合、または年度末までに請求がない場合は、返却しない。

区分	金額	該当項目
A	月額500円	一般世帯
B	月額250円	単身・母子世帯
C	免除	生活保護世帯

## **第24条（協力金）**

- 1)自治区内で店舗及び事業所を経営又は開設された場合、事業主等に協力金を求めることができる。
- 2)協力金は、年額一口 6,000円以上とする。
- 3)区外に居住する事業主等を対象とし、区内に居住する事業主等は、一般世帯と同等扱いとする。

## **第25条（会計年度と予算）**

自治区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、その予算及び決算について、会計年度毎に総会の承認を得なければならない。

ただし、3月分の収支については、見込み決算を含めることができるものとし、この場合は、翌年度の最初の評議員会で承認を受けるものとする。

# **第6章\_規約の変更**

## **第26条（規約の改廃）**

この規約を改廃する場合は、総会の議決を必要とする。

# **第7章\_雑 則**

## **第27条（備え付け帳簿および書類）**

自治区事務所には、つぎの帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1)西山自治区規約、運営細則、区民会館施設等管理及び利用規則、雇用者（勤務者）就業規則
- (2)会員（世帯）名簿
- (3)役員名簿
- (4)総会及び評議員会の議事録
- (5)収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6)財産目録、その他資産の状況を示す書類
- (7)西山自治区の区域がわかる地図（都市計画図）

## **第28条（委任）**

この規約の運用に関し必要なことは、評議員会で運営細則、区民会館施設等管理及び利用規則、雇用者（勤務者）就業規則を定める。

**この規約は、令和2年4月1日から施行する。**

(履歴) 平成4年4月1日初回作成  
平成6年4月1日第1回改正  
平成7年4月1日第2回改正  
平成9年4月1日第3回改正  
平成13年4月1日第4回改正  
平成16年4月1日第5回改正  
平成19年4月1日第6回改正  
平成22年4月1日第7回改正  
平成31年4月1日第8回改正  
令和2年4月1日第9回改正  
令和5年5月30日会館新築のため見直し  
令和7年4月19日新設組番付則追記